



## 男鹿市安全寺で「稲刈り & サツマイモ掘り」体験を実施



10月8日(日)、秋田県男鹿市安全寺地域で「男鹿安全寺里山の美田オーナー 稲刈り&サツマイモ掘り体験」が開催されました。

この催しは安全寺里山保全会が主催したもので、安全寺地域の里山や美しい田園風景を守り、農作業を通じて地域の文化・伝統・人と触れあうことを目的に行っています。

今回は、美田オーナー15名を含む55名の参加者が美しい自然の中、地元の方々と一緒に秋の収穫作業を体験しました。

参加者は地元の方々に教わりながら、稲を刈り束ねたりと、子供達も地元のお母さん達も楽しそうでした。お昼は安全寺のお米を使った「だまご鍋」と地元山菜の煮込みです。皆さん舌鼓をうっていました。また、今回から新しい企画として、お昼ご飯の後、サツマイモ掘りを実施しました。地元の方々もびっくりするような、大きなさつまいもが沢山とれました。さらに来年からは、田植え時の「かかし作り」を、バージョンアップして、「かかし作りコンクール」とするそうです。いまから、楽しみです。

皆様も男鹿の安全寺地域を訪れてみませんか。



## 「水土里の野菜倶楽部・学童の農業体験」を実施

11月2日(木)、秋田市立大住小学校3年生98名、秋田市のあおぞらこども園27名、による「タマネギ植え、大根収穫・はさがけ」等の農作業体験が実施されました。水戸憲光代表の挨拶に続いて、作業範囲をクラス毎に分けて手際よく作業開始です。

今年は、去年の反省から、畝を特に大きくしたせいか成長も順調でした。大きな大根が引き抜かれるたびに大きな歓声が上がりました。干し大根用の「はさがけ」も、子供たちの手渡しで瞬く間に400本が掛けられました。まだまだやり足りない様子でしたが、作業の感想を発表してもらい無事終了となりました。少しでも農業農村の理解が進むことを期待しています。児童の皆さんには、作業のお礼として大きな大根一本のプレゼントがありました。

11月下旬には、はさがけした「仁井田大根」の漬物講習会が予定されております。

最後に、関係者皆様の温かいご支援とご協力に感謝しております。



# 第140回 秋田県種苗交換会 協賛事業「農業農村整備フェア」

## 【期間・場所】

- 期間 10月31日(火)～11月6日(月)
- 場所 由利本荘市総合体育館 サブアリーナ

## 【集計】

- カレンダーコーナー……………722件
- アンケート協力者……………1723件
- 土地改良相談コーナー……………14件
- SNS(※)投稿者……………147名
- 入場者数……………約2100名(引継日誌より概算)



今年から、来場者へ農業農村整備フェアをSNSで拡散してもらう取り組みを行いました。投稿者へは「水土里ネット秋田オリジナルタオル」をプレゼントし、呼びかけのこいもあり、多くの来場者にフェイスブックやツイッター等に写真を投稿してもらうことができ、来場者数への影響も見られました。

今回の取り組みによりSNS内で投稿を見た農業に馴染みのない方々が「農業農村整備事業」を知ってもらうきっかけになることを期待し、今後も積極的なPR活動を行って参ります。



※SNSとは…  
フェイスブック・ツイッターなどのインターネット上のコミュニケーションツール

## 金足農業から インターンシップ

—— 今年も3名の生徒が水土里ネット秋田にやってきました

8月8日(火)～10日(木)の3日間、水土里ネット秋田に秋田県立金足農業高校環境土木科2年生3名が就業体験に訪れました。研修では、ビデオ等を用いた本会の概要説明や土地改良事業と農業土木について、本会所有のUAV(ドローン)機器の性能や空撮した図面を用いた設計図作成等の説明を受けました。また、秋田市河辺の農業集落排水処理施設では、し尿・生活排水の処理内容や処理水の再利用など研修を受けたほか、ほ場整備事業の男鹿市福米沢本内地区で換地面積確定測量を行いました。

参加した生徒たちは、「研修に来る前までは水土里ネット秋田がどのような仕事をしているのか分からなかったけれども3日間の体験を通して農業には欠かせない土台



作りを行っている仕事だと分かった」と話していました。

これからも積極的にインターンシップを受け入れ、様々な年代に対して「水土里ネット」の役割に理解を深めてもらう活動を続けていきたいと思ひます。

# 多面的機能支払交付金の 全国事例研究会が開催されました!

10月11日(水)～12日(木)に東京都内で多面的機能支払交付金に係る全国事例研究会が開催されました。本県からは、県農山村振興課、土地改良区、活動組織、本会の関係者11名が参加しました。全国の活動組織の方々を始め、自治体や推進組織から、2日間で延べ約800名の参加者がありました。



開会挨拶では、農林水産省の多面的機能支払推進室 豊輝久室長より、平成19年度に農地・水・環境保全向上対策として始まった本事業が、昨年度までに全国取組面積は、約225万ha(カバー率54%)、取組活動組織数約2万9千に拡大し、取組に対する感謝と本事例研究会が地域の課題解決に役立てられるよう述べられました。引き続き、同氏による基調講演があり、交付金と農業農村が果たしている多面的機能、構成員合意による活動の重要性、地域内外への情報発信、活動上の安全対策などについてお話しがありました。

今年の事例研究会では3つのテーマ「活動の体制強化」、「多面的機能の発揮を通じた地域の活性化」、「活動を通じた地域農業の振興」が設定され、2日目はテーマ別に会場を分け、各会場4組織から取組状況の紹介と意見交換が行われました。



## 秋田県多面的機能支援協議会事務局より

- 秋田県内では、昨年度までに取組面積約9万6千ha、取組活動組織数1,086となっています。本交付金では、農地維持のため水路の草刈りや泥上げ、農道の敷砂利補充、異常気象時の応急措置、水路等の軽微な補修、また、農村環境保全として植栽による景観形成や生態系保全などの取組ができます。農村地域の農家・非農家が協働で、最も身近に活用することのできる交付金の一つと言えます。
- 管理された全ての農用地は、食料供給のみならず、洪水や土砂崩れの防止、地下水の涵養、生き物の生息の場、農村の景観保全、心の安らぎなどの効果をもたらしています。しかしながら、本交付金を活用し活動取組を行っている農用地の県内耕地面積に占めるカバー率は現在64%、残る農用地の行方が気にかかります。県内の農村は高齢化や過疎化による人口の減少、リーダー不在などの課題を抱えていますが、“ふるさと秋田”の農業・農村を守り継ぐために、地域それぞれが創意・工夫しながら、多面的機能支払交付金を役立てられることを望んでおります。

Q.1

## 相続財産管理人の選任等について

- ・ 県営ほ場整備事業の実施地区内に、相続人全てが相続放棄した農地が存在する。
- ・ 当該農地は、事業地区内の中心部に位置することから、地元としては計画どおり事業を実施したいと考えている。(当該農地について、未納賦課金はなし。)
- ・ 相続財産管理人制度を活用したいと考えているが、留意点と費用等は？
  - \* 法定相続人：2人 (2人ともに、裁判所に相続放棄を申述し、受理されている。)
  - \* 相続財産：田 5,700㎡ (ほ場整備地区内) 住宅1棟 宅地 700㎡ 山林等 9,000㎡

A.1

- ・ 本会の顧問弁護士から、相続財産管理人の選任申立時点で、全ての相続財産について、買い受けてくれる人の目処をつけておくことが望ましいこと、また、本件事案の場合予納金は数十万円程度になるとの助言がありました。
- ※土地改良区では、各相続財産について買受予定者を調整し、予納金も準備したうえで、理事長名で裁判所に相続財産管理人選任申立書を提出しました。(H29.7.3提出 予納金は約50万円) その後、相続財産管理人が選任 (H29.10.10付) されたことから、今後、相続財産管理人による相続財産の換価手続を経て、当該農地の買い受け人が新たな3条資格者となり、計画どおりに事業が進められる予定です。

Q.2

## 預貯金の差押えについて

- ・ 賦課金滞納者について、滞納処分を検討しているが、当該滞納者は不動産を所有していないことから、預貯金の差押えを考えている。この場合の留意点と、差押え通知書の「差押債権の表示」欄への具体的記載方法は？

A.2

- ・ 滞納者名義の金融機関 (第三債務者) の預貯金の払戻請求権を差し押さえることとなります。
- ・ 事前に第三債務者に対し、預貯金等の内容について質問・調査することとなります。
- ・ 預貯金の残額の状況に応じて、差押え時期を考慮する必要があります。
- ・ 差押債権の額が、徴収すべき額を超えている場合においても、原則としてその債権の全額を差押えしなければならないとされています。
- ・ なお、第三債務者が滞納者に対し債権 (反対債権) を持っている場合、土地改良区が差し押さえた預貯金の払戻請求権 (被差押債権) が第三債務者の債権と相殺される場合があるので留意する必要があります。
- ・ 「差押債権の表示」欄の記載例は次のとおりです。
  - 債務者氏名：○○農業協同組合 □□支店
  - 債権の種類：上記滞納者 (債権者) が、債務者に対して有する次の普通貯金及び債権差押通知書到達日までの確定利息の払戻請求権の全額
  - 口座番号：○○○-○○○○○○○
  - 口座名義人：□□ □□

Q.3

## 清算金の徴収について

- ・ 過去に実施した県営ほ場整備事業の換地処分に係る清算金について未納者がいるが、強制徴収するためには民事訴訟法による手続となるのか？

A.3

- ・ 当該清算金は、土地改良法第39条に規定されている「賦課金等」に含まれるので、同条の規定により地方税の滞納処分の例により徴収することとなります。
- ・ なお、独自に法律上の強制執行の手段がある場合は、民事訴訟法の強制執行による徴収はできないとの最高裁判決があります。

事業調整センターへの相談事案の一部を紹介しました。日常業務の参考にして頂ければ幸いです。今後も随時、紹介していきたいと思っております。